

# いきいき企業支援事業補助金の概要

## 対象者

市内に事業所を有し、製造業を営む個人又は法人（新規予定者を含む）

## 補助対象

製造業に使用する目的として年度内に取得した土地、建物、償却資産で、取得価格の合計額が1000万円以上のもの

注1) 取得価格の合計額が5000万円を超える場合は5000万円を限度とします

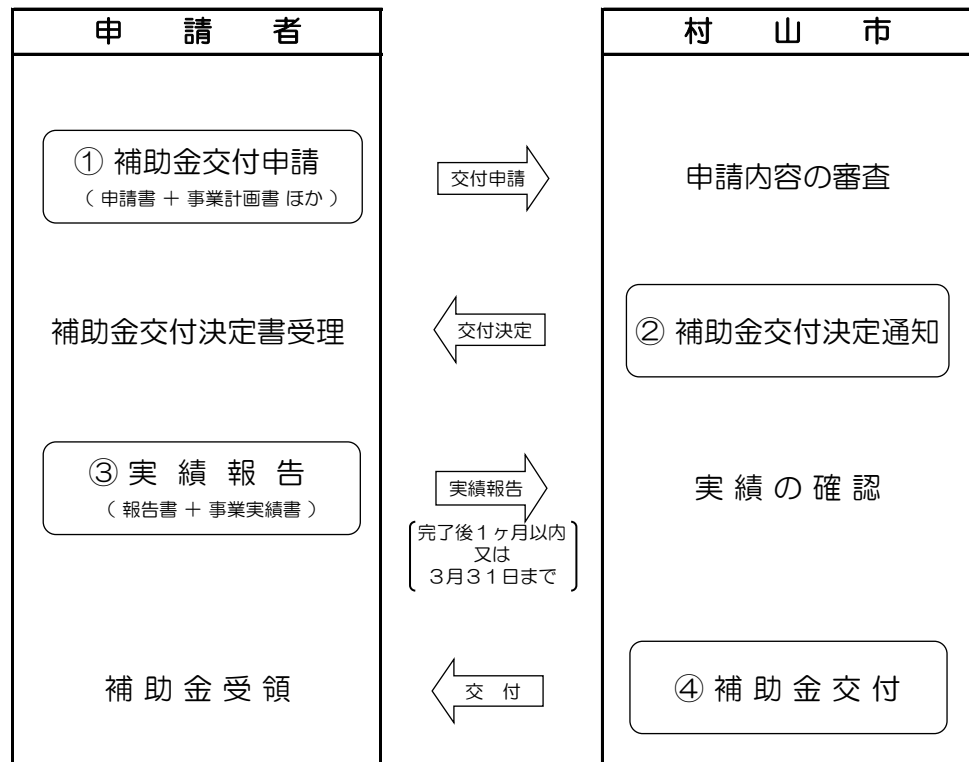
注2) 他の公的機関から補助を受けるものは対象となりません

注3) 法令に基づく課税免除の対象となるものは対象となりません

## 補助金の額

取得価格の2分の1に1.4%を乗じた額（35万円限度）

## 手続き



## 申込み

当該補助制度の詳細は、商工観光課へお問い合わせください。